



鳥取県公報

平成 23 年 8 月 9 日 (火)
第 8 3 1 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による施術者の指定 (455) (福祉保健課) 2
	土地改良区の定款の変更の認可 (456) (農地・水保全課) 2
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (457) (治山砂防課) 2
	土砂災害警戒区域の指定の一部改正 (2 件) (458・459) (〃) 2
	土砂災害警戒区域の図面の変更 (2 件) (460・461) (〃) 5
	土砂災害警戒区域の指定 (462) (〃) 6
	土砂災害特別警戒区域の指定 (463) (〃) 7
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (464) (中部総合事務所福祉保健局) 8
◇ 内水面漁 管委告示	コイの持出し等を禁止する水域の範囲の一部改正 (6) 8
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) 9
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定 (文化政策課) 10
	随意契約の相手方の決定 (企業局経営企画課) 10

告 示

鳥取県告示第455号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定に基づき、施術者を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年8月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

氏 名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
林 淳一郎	鳥取市富安一丁目128	株式会社フレアスふれあい 在宅マッサージ	鳥取市南吉方一丁目 114-3	平成23年7月26日
民本 浩隆	米子市夜見町2130	板橋整骨院	米子市夜見町2130	〃

鳥取県告示第456号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、米子市四ヶ村堰土地改良区の定款の変更を平成23年8月1日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年8月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第457号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成23年8月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

東町地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱5号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱5号を結んだ直線に囲まれた区域（平成4年鳥取県告示第394号（急傾斜地崩壊危険区域の指定について）で指定した区域を除く。）

土 地	標 柱
倉吉市東町 449-2	1号
倉吉市葵町 584	2号、3号及び4号
倉吉市東町 448-1	5号

鳥取県告示第458号

平成19年鳥取県告示第318号（土砂災害警戒区域の指定について）の一部を次のとおり改正し、平成23年8月9日から施行する。

平成23年8月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>1(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 土砂災害警戒区域の名称</p> <p>前谷川（I-2-21-24-1）、八反田谷川（I-2-21-24-2）、宮場谷川（I-2-21-24-3）、湯の谷川（I-2-21-24-4）、湯中谷川（I-2-21-24-5）、中湯の谷川（I-2-21-24-6）、湯の谷川（I-2-21-24-7）、オガモ谷川（I-2-21-24-8）、杉地谷川（I-2-21-24-9）、公文寺谷川（I-2-22-24-10）、市倉谷川（I-2-22-24-11）、今田上谷川（I-2-22-24-13）、サイ谷川（I-2-22-24-14）、洗川（I-2-22-24-15）、上赤松谷川（I-2-22-24-16）、下赤松谷川（I-2-22-24-17）、北の谷川（I-2-22-24-18）、倉の谷川（I-2-22-24-19）、安住の谷川（I-2-22-24-20）、山田谷川（I-2-22-24-21）、大谷川（I-2-23-24-22）、岩本谷川（I-2-23-24-23）、下見谷川（I-2-21-24-24）、野井倉谷川（I-2-21-24-25）、上野井倉谷川（I-2-21-24-26）、西大杉谷川（I-2-22-24-27）、<u>坪谷川（I-2-27-25-1）</u>、中村谷川（I-2-27-25-2）、上中村谷川（I-2-27-25-3）、南中村谷川（I-2-27-25-4）、北中村谷川（I-2-27-25-5）、宮木谷川（I-2-24-25-9）、上宮木谷川（I-2-24-25-10）、佐崎谷川（I-2-24-25-13）、下国実谷川（I-2-24-25-14）、上国実谷川（I-2-24-25-15）、光好谷川（II-2-21-24-1）、下今田谷川（II-2-22-24-2）、三木谷川（II-2-21-24-3）、今田谷川（II-2-22-24-4）、原谷川（II-2-22-24-5）、<u>上西大杉谷川（II-2-22-24-6）</u>、倉坂谷川（II-2-22-24-7）、一ツ</p>	<p>1(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 土砂災害警戒区域の名称</p> <p>前谷川（I-2-21-24-1）、八反田谷川（I-2-21-24-2）、宮場谷川（I-2-21-24-3）、湯の谷川（I-2-21-24-4）、湯中谷川（I-2-21-24-5）、中湯の谷川（I-2-21-24-6）、湯の谷川（I-2-21-24-7）、オガモ谷川（I-2-21-24-8）、杉地谷川（I-2-21-24-9）、公文寺谷川（I-2-22-24-10）、市倉谷川（I-2-22-24-11）、今田上谷川（I-2-22-24-13）、サイ谷川（I-2-22-24-14）、洗川（I-2-22-24-15）、上赤松谷川（I-2-22-24-16）、下赤松谷川（I-2-22-24-17）、北の谷川（I-2-22-24-18）、倉の谷川（I-2-22-24-19）、安住の谷川（I-2-22-24-20）、山田谷川（I-2-22-24-21）、大谷川（I-2-23-24-22）、岩本谷川（I-2-23-24-23）、下見谷川（I-2-21-24-24）、野井倉谷川（I-2-21-24-25）、上野井倉谷川（I-2-21-24-26）、西大杉谷川（I-2-22-24-27）、<u>一垣谷川（I-2-27-25-1）</u>、中村谷川（I-2-27-25-2）、上中村谷川（I-2-27-25-3）、南中村谷川（I-2-27-25-4）、北中村谷川（I-2-27-25-5）、宮木谷川（I-2-24-25-9）、上宮木谷川（I-2-24-25-10）、佐崎谷川（I-2-24-25-13）、下国実谷川（I-2-24-25-14）、上国実谷川（I-2-24-25-15）、光好谷川（II-2-21-24-1）、下今田谷川（II-2-22-24-2）、三木谷川（II-2-21-24-3）、今田谷川（II-2-22-24-4）、原谷川（II-2-22-24-5）、<u>上西大杉谷川（II-2-26-24-6）</u>、倉坂谷川（II-2-22-24</p>

屋谷川(Ⅱ-2-22-24-8)、上岩本谷川(Ⅱ-2-23-24-9)、奥中村谷川(Ⅱ-2-27-25-1)、下太一垣谷川(Ⅱ-2-27-25-9)、太一垣谷川(Ⅱ-2-27-25-10)、中村下谷川(Ⅱ-2-27-25-11)、上中村南谷川(Ⅱ-2-27-25-12)

(4) 略

2(1)及び(2) 略

(3) 土砂災害警戒区域の名称

八橋1地区(I-823)、八橋2地区(I-824)、八橋3地区(I-825)、粟子地区(I-826)、清水地区(I-827)、三軒家地区(I-828)、岩本地区(I-829)、一ツ屋地区(I-830)、倉坂1地区(I-831)、倉坂2地区(I-832)、鋤地区(I-833)、東公文地区(I-834)、山田地区(I-835)、東山田地区(I-836)、大杉地区(I-837)、今田地区(I-838)、福永地区(I-839)、赤松地区(I-840)、野田地区(I-841)、上光好地区(I-842)、杉地地区(I-843)、古長地区(I-844)、上三本杉地区(I-845)、野井倉地区(I-846)、赤碕地区(I-847)、亀崎地区(I-848)、別所2地区(I-849)、八幡地区(I-850)、梅田地区(I-851)、上別所1地区(I-852)、佐崎地区(I-853)、太一垣地区(I-854)、竹内地区(I-855)、下中村地区(I-859)、上中村地区(I-860)、尾張地区(I-861)、上法万地区(I-1153)、下見地区(I-1154)、新田地区(I-1155)、上別所2地区(I-1160)、別宮地区(I-1417)、大杉2地区(I-1418)、八橋4地区(I-1419)、佐崎2地区(I-1420)、中村地区(I-1421)、竹内2地区(I-1422)、杉地2地区(Ⅱ-2827)、別宮2地区(Ⅱ-2828)、公文地区(Ⅱ-2829)、山田2地区(Ⅱ-2830)、福永2地区(Ⅱ-2831)、八橋5地区(Ⅱ-2832)、八橋6地区(Ⅱ-2833)、八橋8地区(Ⅱ-2835)、八橋9地区(Ⅱ-2836)、八橋10地区(Ⅱ-2837)、尾張2地区(Ⅱ-2838)、太一垣2地区(Ⅱ-2839)、太一垣3地区(Ⅱ-2840)、太一垣4地区(Ⅱ-2841)、太一垣5地区(Ⅱ-2842)、中村2地区(Ⅱ-2843)、中村3地区(Ⅱ-2844)、中村4地区(Ⅱ-2845)、中村5地区(Ⅱ-2846)、松谷5地区(Ⅱ-2855)、赤碕2地区(Ⅱ-2856)、別所地区(Ⅱ-2857)

一ツ屋谷川(Ⅱ-2-22-24-8)、上岩本谷川(Ⅱ-2-23-24-9)、奥中村谷川(Ⅱ-2-27-25-1)、下太一垣谷川(Ⅱ-2-27-25-9)、太一垣谷川(Ⅱ-2-27-25-10)、中村下谷川(Ⅱ-2-27-25-11)、上中村南谷川(Ⅱ-2-27-25-12)

(4) 略

2(1)及び(2) 略

(3) 土砂災害警戒区域の名称

八橋1地区(I-823)、八橋2地区(I-824)、八橋3地区(I-825)、粟子地区(I-826)、清水地区(I-827)、三軒家地区(I-828)、岩本地区(I-829)、一ツ屋地区(I-830)、倉坂1地区(I-831)、倉坂2地区(I-832)、鋤地区(I-833)、西公文地区(I-834)、山田地区(I-835)、東山田地区(I-836)、大杉地区(I-837)、今田地区(I-838)、福永地区(I-839)、赤松地区(I-840)、野田地区(I-841)、上光好地区(I-842)、杉地地区(I-843)、古長地区(I-844)、上三本杉地区(I-845)、野井倉地区(I-846)、赤碕地区(I-847)、亀崎地区(I-848)、朝日町地区(I-849)、八幡地区(I-850)、梅田地区(I-851)、上別所1地区(I-852)、佐崎地区(I-853)、太一垣地区(I-854)、竹内地区(I-855)、下中村地区(I-859)、上中村地区(I-860)、尾張地区(I-861)、上法万地区(I-1153)、下見地区(I-1154)、新田地区(I-1155)、上別所2地区(I-1160)、別宮地区(I-1417)、大杉2地区(I-1418)、八橋4地区(I-1419)、佐崎2地区(I-1420)、中村地区(I-1421)、竹内2地区(I-1422)、杉地2地区(Ⅱ-2827)、別宮2地区(Ⅱ-2828)、公文地区(Ⅱ-2829)、公文2地区(Ⅱ-2830)、福永2地区(Ⅱ-2831)、八橋5地区(Ⅱ-2832)、八橋6地区(Ⅱ-2833)、八橋8地区(Ⅱ-2835)、八橋9地区(Ⅱ-2836)、八橋10地区(Ⅱ-2837)、尾張2地区(Ⅱ-2838)、太一垣2地区(Ⅱ-2839)、太一垣3地区(Ⅱ-2840)、太一垣4地区(Ⅱ-2841)、太一垣5地区(Ⅱ-2842)、中村2地区(Ⅱ-2843)、中村3地区(Ⅱ-2844)、中村4地区(Ⅱ-2845)、中村5地区(Ⅱ-2846)、松谷5地区(Ⅱ-2855)、赤碕2地区(Ⅱ-2856)、別所地区(Ⅱ-2857)

(4) 略	(4) 略
-------	-------

鳥取県告示第459号

平成20年鳥取県告示第228号（土砂災害警戒区域の指定について）の一部を次のとおり改正し、平成23年8月9日から施行する。

平成23年8月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
2(1)及び(2) 略 (3) 土砂災害警戒区域の名称 平田ヶ平地区（I-856）、山川1地区（I-857）、山川2地区（I-858）、山川3地区（I-1423）、八橋12地区（I-1556）、八橋13地区（I-1566）、 <u>高岡地区（II-2851）、大父地区（II-2852）、大父2地区（II-2853）</u> (4) 略	2(1)及び(2) 略 (3) 土砂災害警戒区域の名称 平田ヶ平地区（I-856）、山川1地区（I-857）、山川2地区（I-858）、山川3地区（I-1423）、八橋12地区（I-1556）、八橋13地区（I-1566）、 <u>大父地区（II-2851）、大父2地区（II-2852）、大父3地区（II-2853）</u> (4) 略

鳥取県告示第460号

平成19年鳥取県告示第318号（土砂災害警戒区域の指定について）で指定した土砂災害警戒区域に係る図面を変更したので、告示する。

なお、変更後の図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに琴浦町役場に備えて縦覧に供する。

平成23年8月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 図面を変更した土砂災害警戒区域

宮場谷川（I-2-21-24-3）、杉地谷川（I-2-21-24-9）、公文寺谷川（I-2-22-24-10）、今田上谷川（I-2-22-24-13）、洗川（I-2-22-24-15）、宮木谷川（I-2-24-25-9）、三木谷川（II-2-21-24-3）、八橋2地区（I-824）、八橋3地区（I-825）、栗子地区（I-826）、清水地区（I-827）、三軒家地区（I-828）、岩本地区（I-829）、一ツ屋地区（I-830）、倉坂1地区（I-831）、倉坂2地区（I-832）、鋤地区（I-833）、東公文地区（I-834）、山田地区（I-835）、東山田地区（I-836）、福永地区（I-839）、赤松地区（I-840）、野田地区（I-841）、上光好地区（I-842）、杉地地区（I-843）、上三本杉地区（I-845）、野井倉地区（I-846）、赤碕地区（I-847）、亀崎地区（I-848）、別所2地区（I-849）、八幡地区（I-850）、梅田地区（I-851）、上別所1地区（I-

ー852)、佐崎地区(I-853)、太一垣地区(I-854)、下中村地区(I-859)、尾張地区(I-861)、上法万地区(I-1153)、下見地区(I-1154)、新田地区(I-1155)、別宮地区(I-1417)、大杉2地区(I-1418)、八橋4地区(I-1419)、佐崎2地区(I-1420)、中村地区(I-1421)、竹内2地区(I-1422)、杉地2地区(II-2827)、別宮2地区(II-2828)、山田2地区(II-2830)、福永2地区(II-2831)、八橋5地区(II-2832)、八橋6地区(II-2833)、八橋8地区(II-2835)、八橋9地区(II-2836)、太一垣2地区(II-2839)、赤碕2地区(II-2856)、別所地区(II-2857)

2 変更した年月日 平成23年8月9日

鳥取県告示第461号

平成20年鳥取県告示第228号(土砂災害警戒区域の指定について)で指定した土砂災害警戒区域に係る図面を変更したので、告示する。

なお、変更後の図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成23年8月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 図面を変更した土砂災害警戒区域

精進川(I-2-24-25-7)、上郷谷川(II-2-22-24-10)、大父北谷川(II-2-24-25-4)、大父谷川(II-2-24-25-7)、山川1地区(I-857)、山川3地区(I-1423)、八橋12地区(I-1556)、八橋13地区(I-1566)、高岡地区(II-2851)

2 変更した年月日 平成23年8月9日

鳥取県告示第462号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成23年8月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

琴浦町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害警戒区域の名称

赤碕3地区(II-3614)、田越地区(III-4268)、八橋11地区(III-4269)、三保地区(III-4270)、光地区(III-4271)、太一垣6地区(III-4272)、松谷6地区(III-4273)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第463号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成23年8月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

琴浦町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害特別警戒区域の名称

八反田谷川（Ⅰ-2-21-24-2）、宮場谷川（Ⅰ-2-21-24-3）、湯の谷川（Ⅰ-2-21-24-4）、湯中谷川（Ⅰ-2-21-24-5）、中湯の谷川（Ⅰ-2-21-24-6）、湯の谷川（Ⅰ-2-21-24-7）、オガモ谷川（Ⅰ-2-21-24-8）、杉地谷川（Ⅰ-2-21-24-9）、野井倉谷川（Ⅰ-2-21-24-25）、上野井倉谷川（Ⅰ-2-21-24-26）、公文寺谷川（Ⅰ-2-22-24-10）、市倉谷川（Ⅰ-2-22-24-11）、今田上谷川（Ⅰ-2-22-24-13）、サイ谷川（Ⅰ-2-22-24-14）、洗川（Ⅰ-2-22-24-15）、上赤松谷川（Ⅰ-2-22-24-16）、下赤松谷川（Ⅰ-2-22-24-17）、北の谷川（Ⅰ-2-22-24-18）、山田谷川（Ⅰ-2-22-24-21）、西大杉谷川（Ⅰ-2-22-24-27）、大谷川（Ⅰ-2-23-24-22）、岩本谷川（Ⅰ-2-23-24-23）、中村谷川（Ⅰ-2-27-25-2）、精進川（Ⅰ-2-24-25-7）、上山川谷川（Ⅰ-2-24-25-8）、宮木谷川（Ⅰ-2-24-25-9）、上宮木谷川（Ⅰ-2-24-25-10）、佐崎谷川（Ⅰ-2-24-25-13）、上国実谷川（Ⅰ-2-24-25-15）、光好谷川（Ⅱ-2-21-24-1）、今田谷川（Ⅱ-2-22-24-4）、原谷川（Ⅱ-2-22-24-5）、上西大杉谷川（Ⅱ-2-22-24-6）、一ツ屋谷川（Ⅱ-2-22-24-8）、上岩本谷川（Ⅱ-2-23-24-9）、上郷谷川（Ⅱ-2-22-24-10）、上原谷川（Ⅱ-2-22-24-12）、奥中村谷川（Ⅱ-2-27-25-1）、下木地谷川（Ⅱ-2-24-25-2）、山川木地下谷川（Ⅱ-2-24-25-3）、大父北谷川（Ⅱ-2-24-25-4）、下大父北谷川（Ⅱ-2-24-25-5）、上大父北谷川（Ⅱ-2-24-25-6）、大父谷川（Ⅱ-2-24-25-7）、大父南谷川（Ⅱ-2-24-25-8）、下太一垣谷川（Ⅱ-2-27-25-9）、太一垣谷川（Ⅱ-2-27-25-10）

(4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

2(1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

琴浦町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害特別警戒区域の名称

八橋1地区（Ⅰ-823）、八橋2地区（Ⅰ-824）、八橋3地区（Ⅰ-825）、栗子地区（Ⅰ-826）、清水地区（Ⅰ-827）、三軒家地区（Ⅰ-828）、岩本地区（Ⅰ-829）、一ツ屋地区（Ⅰ-830）、倉坂1地区（Ⅰ-831）、倉坂2地区（Ⅰ-832）、鋤地区（Ⅰ-833）、東公文地区（Ⅰ-834）、山田地区（Ⅰ-835）、東山田地区（Ⅰ-836）、大杉地区（Ⅰ-837）、今田地区（Ⅰ-838）、福永地区（Ⅰ-839）、赤松地区（Ⅰ-840）、野田地区（Ⅰ-841）、上光好地区（Ⅰ-842）、杉地地区（Ⅰ-843）、野井倉地区（Ⅰ-846）、上法万地区（Ⅰ-1153）、下見地区（Ⅰ-1154）、新田地区（Ⅰ-1155）、別宮地区（Ⅰ-1417）、大杉2地区（Ⅰ-1418）、八橋4地区（Ⅰ-1419）、八橋12地区（Ⅰ-1556）、八橋13地区（Ⅰ-1566）、赤碕地区（Ⅰ-847）、亀崎地区（Ⅰ-848）、

別所2地区（Ⅰ-849）、八幡地区（Ⅰ-850）、梅田地区（Ⅰ-851）、上別所1地区（Ⅰ-852）、佐崎地区（Ⅰ-853）、太一垣地区（Ⅰ-854）、竹内地区（Ⅰ-855）、平田ヶ平地区（Ⅰ-856）、山川1地区（Ⅰ-857）、山川2地区（Ⅰ-858）、下中村地区（Ⅰ-859）、上中村地区（Ⅰ-860）、尾張地区（Ⅰ-861）、上別所2地区（Ⅰ-1160）、佐崎2地区（Ⅰ-1420）、中村地区（Ⅰ-1421）、竹内2地区（Ⅰ-1422）、山川3地区（Ⅰ-1423）、杉地2地区（Ⅱ-2827）、別宮2地区（Ⅱ-2828）、公文地区（Ⅱ-2829）、山田2地区（Ⅱ-2830）、福永2地区（Ⅱ-2831）、八橋5地区（Ⅱ-2832）、八橋6地区（Ⅱ-2833）、八橋8地区（Ⅱ-2835）、八橋9地区（Ⅱ-2836）、八橋10地区（Ⅱ-2837）、尾張2地区（Ⅱ-2838）、太一垣2地区（Ⅱ-2839）、太一垣3地区（Ⅱ-2840）、太一垣4地区（Ⅱ-2841）、太一垣5地区（Ⅱ-2842）、中村2地区（Ⅱ-2843）、中村3地区（Ⅱ-2844）、中村4地区（Ⅱ-2845）、中村5地区（Ⅱ-2846）、高岡地区（Ⅱ-2851）、大父地区（Ⅱ-2852）、大父2地区（Ⅱ-2853）、松谷5地区（Ⅱ-2855）、赤碕2地区（Ⅱ-2856）、別所地区（Ⅱ-2857）、赤碕3地区（Ⅱ-3614）、田越地区（Ⅲ-4268）、八橋11地区（Ⅲ-4269）、三保地区（Ⅲ-4270）、光地区（Ⅲ-4271）、太一垣6地区（Ⅲ-4272）、松谷6地区（Ⅲ-4273）

(4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(5) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第464号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成23年8月9日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会	東伯郡琴浦町大字浦安123-1	社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会 琴浦ふれあい事業所	東伯郡琴浦町大字赤碕1113-1	生活介護	平成23年8月1日

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第6号

平成23年鳥取県内水面漁場管理委員会告示第2号（コイの持出し等を禁止する水域の範囲について）の一部を次のように改正する。

平成23年8月9日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 仲 曾 真 由 美

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改正後	改正前
1 略 2 日野川水系のうち次に掲げる水域 (1)～(27) 略 <u>(28) 伯耆町上野の下谷川から取水する用水路及び それに接続する全ての用水路</u> 3 略	1 略 2 日野川水系のうち次に掲げる水域 (1)～(27) 略 3 略

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成23年8月9日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げるものを対象とする。

- ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習		平成23年9月8日 午前10時から午後 3時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部3階第6会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者
経験者講習		平成23年9月27日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

- ア 初心者講習 4時間30分
- イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

- ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を經由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 6,800 円

イ 経験者講習 3,000 円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年8月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|---|
| 1 調達件名及び数量 | 米子コンベンションセンター多目的ホール床機構B迫ジャッキ補修業務委託 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 平成23年6月28日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 三精輸送機株式会社
大阪府吹田市江坂町一丁目13-18 |
| 5 契約金額 | 59,955,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種
の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達をする
とその特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため。
(政令第10条第1項第2号) |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県文化観光局文化政策課
鳥取県鳥取市東町一丁目220 |

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年8月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|------------|--------------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | ポリ塩化ビフェニル廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理委託 一式 |
|------------|--------------------------------|

- | | |
|------------------------|--|
| 2 契 約 方 式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定
した日 | 平成23年 7 月 29 日 |
| 4 契約の相手方の名称及び
所在地 | 日本環境安全事業株式会社
東京都港区芝一丁目 7 -17 |
| 5 契 約 金 額 | 39,644,850円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているため。
(政令第10条第1項第1号) |
| 7 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県企業局経営企画課
鳥取市東町一丁目271 |